

二〇二三年 安居次講

『親鸞聖人伝絵』 考察

東 舘 紹 見

開講の辞

この度、命により、懸席の皆様と共に『親鸞聖人伝絵』を拝読致す機会を賜わることとなりました。『親鸞聖人伝絵』は、申すまでもなく、宗祖親鸞聖人の曾孫にして、大谷廟堂の留守職を継承され、本願寺第三代に位置づけられる覚如上人の撰になる宗祖の伝記であります。毎年勤修される真宗本廟での御正忌報恩講において必ず拝読されることはもちろん、昔から各真宗寺院で勤められてきた報恩講において拝読され、人々が宗祖のご生涯を改めて仰ぎ、自らの信心、生活を確かめ直していく際のお聖教として、大切な役割を果たしてきました。こうしたきわめて重要な聖教である伝絵については、当然のことながら、従来から多くの先学が注目し、数多くの貴重な見解が示されてきました。

この度、正しく汗顔の至りであることを顧みず、徒らに蛇刺の筆を重ねようと思いませんでしたのは、偏えに、撰者である覚如上人が願われた、宗祖親鸞聖人の御生涯を、他でもない宗祖ご自身が生き切られた現実の娑婆世界に身を置く中で受け止め直し、現実を歩む中でこそ真に味わわれる、阿弥陀如来のいのちと光を身に受けつつ生きる本願念仏の生活を人々と確かめるといふ生き方を、上人ご自身

のご生涯の上に、そしてそうした生涯を歩む中で上人に感佩されたであろう宗祖のご生涯の上に、改めて仰ぎたいと思つたからであります。

覚如上人が願ひ、課題とされたこと、それは、我執に満ちた世間道のただ中でこそ愈々輝きを増す眞の出世間道である、本願力回向のお念仏のみ教えを、自身の生涯、そして共にあるあらゆる方々の生涯の上に、まさにその輝きのままに受け止めることであります。そしてまた、その世間道のただ中でこそ生きてはたらくみ教えを、まさに世間の中で常に確かめることのできる場として、宗祖が今現在説法される廟堂の地、本願寺の地を教えのもとにあやまたず確立し、継承していくことでした。これは、まさに凡夫の為し得ることではなく、凡夫が凡夫のままに阿弥陀如来のいのちと光を仰ぎ生きる上に自然に賜わる、阿弥陀如来他力回向の大事業であるということができるといふでしょう。

覚如上人が生きた時代は、宗祖が往生を遂げられてから暫くの年月が過ぎ、宗祖に面受した門弟も徐々に往生を遂げられる中で、既に宗祖在世の頃から問題となつていた、「上人のおおせにあらざる異義」(『歎異抄』第十章)、すなわち、人間の我執の一点の介在をもゆるさない念仏の教えを人間の我執の枠の中で捉えてしまうことによつて生じる、宗祖の領解とは異なる受け止め、あるいはそれに結びつくことが危惧される受け止めが、各地において漸く力を得つつあつた時代でした。また、元祖法然上人による、「他力の信心は、善悪の凡夫、ともに仏のかたよりたまはる信心なれば、源空が信心

も、善信房の信心も、更にかはるべからず、ただひとつなり」(『本願寺聖人伝絵』上巻第七段)と仰せられたとされる専修念仏の教えの受け止めの根幹をめぐつても、宗祖の伝えた教えと、同門である浄土諸流におけるそれとの間で、同じような危惧が顕在化しつつありました。さらに、宗祖の教えに出遇う場として創立された廟堂の地の相続をめぐつても、宗祖の教え、生き方を大切に仰ぎ継承しようとする願ひが、時として当時の社会的な常識、さらには人間のものさしの優先によつて変えられてしまう危機が常に存在し続けました。

こうした様々な危惧が現実のものとなる状況のもと、覚如上人は、当時の社会の現実の枠組みの中で、廟堂の留守をあく職分を確立し、また教えを伝持していく場としての廟堂を本願寺という名を持つ存在としていかれました。こうした覚如上人のなした実績は、これまで時として、教団の形成や寺院の建立を指向しなかつた宗祖のご生涯との比較の俎上に載せられ、門弟方の意志に反する行動、更には、「本願寺中心主義」、「権威主義」などといった言葉で評されることさえありました。しかし、覚如上人の行動の本源にあつたのは、常に、娑婆世界の真つ只中に、如何にして他力回向の大信心に生かしめられた宗祖の生涯を仰ぐ場を確立するか、ということでありました。その一点に立つた時、娑婆界に処する道はおのずから開けていく、覚如上人はそうした姿勢を貫かれたと拝察するものであります。

そうしたご生涯を歩まれた覚如上人が、まさにかかる歩みの先蹤として仰いだのが宗祖親鸞聖人のご生涯でありました。覚如上人にとって、宗祖のご生涯は、何よりも娑婆界において教えに照らされつつ歩む自らの生涯の燈炬として、阿弥陀如来によって還相せしめられます御姿として、記される必要があつたのであります。

時あたかも宗祖親鸞聖人の御誕生八百五十年、そしてかかる誕生の意味を確かめる上で常に立ち返るべき宗としての教えが開かれて八百年をお迎えしようとする今日、本願念仏の一道を開顕された宗祖、その歩みを受け止めつつ現実に生起する様々な問題に対していつた覚如上人、そして、かかる先達の歩みの上に顕われる阿弥陀如来の回向成就されたみ教えに導かれつつ拙い歩みを進めようとする私、この三者の歩みが交わるところにおいて、『親鸞聖人伝絵』をいただいでいく視座が開かれていくことが思われます。そのことを聴衆の皆様と共に確かめさせていただきたいと念じる次第であります。

二〇二二年七月十七日

東館 紹見

目次

開講の辞

第一章 覚如の生涯……………	1
第一節 出生と生育の状況……………	1
第二節 廟堂の地大谷への移住と、廟堂の地の寄進……………	3
第三節 修学……………	11
第四節 『伝絵』の撰述……………	13
第五節 廟堂の地の「管領」を図った唯善の動向……………	14
第六節 懇望状の提示と留守職への就任……………	19

第七節	存覚の義絶と当時の門弟の動きへの姿勢	22
第八節	著述	28

第二章	『伝絵』の構成と諸本の特徴	37
-----	---------------	----

第一節	『伝絵』の構成	37
第二節	覚如在世中における『伝絵』の主な諸本とその特徴	40
第一項	西本願寺蔵『善信聖人絵』（琳阿本）	41
第二項	専修寺蔵『善信聖人（親鸞）伝絵』（高田本）	43
第三項	東本願寺蔵『本願寺聖人伝絵』（康永本）	46

第三章	『伝絵』制作の意図	52
-----	-----------	----

第一節	従来の所説を通して	52
-----	-----------	----

第二節	根本の願い	60
-----	-------	----

第四章	『伝絵』各段の考察	66
-----	-----------	----

第一節	出家学道（上巻第一段）	66
第一項	宗祖の出自・俗縁に関する記述について	66
第二項	比叡山での修学・修行について	72
第二節	吉水入室、六角夢想（上巻第二段、同第三段）	75
第一項	両段における年次記載の矛盾について	75
第二項	「聖徳太子の文」は「行者宿報偈」か「廟崛偈」か	78
第三項	「行者宿報偈」の意味	84
第三節	蓮位夢想（上巻第四段）	92
第四節	選択附属（上巻第五段）	98

第五節	信行両座、信心諍論（上卷第六段、同第七段）	102
第六節	入西鑑察（上卷第八段）	108
第七節	師資遷謫（下卷第一段）	114
第八節	稻田興法（下卷第二段）	120
第九節	弁円濟度（下卷第三段）	125
第十節	箱根靈告（下卷第四段）	128
第十一節	熊野靈告（下卷第五段）	129
第十二節	洛陽遷化、廟堂創立（下卷第六段、同第七段）	135
おわりに	137
資料篇	149

凡例

- 一、漢字は、本文、引用史料、資料篇ともに、原則として現行の常用体を用いた。ただし、必要と判断された場合に限って、異体字等で表記した場合がある。
- 一、本文中に引用する史料に関しては、原則として、漢文体の史料の場合は歴史的仮名遣いを用いた書き下し文、漢字片仮名交じり文の史料の場合は漢字平仮名交じり文で表記した。割註の部分は（〜）を用いて表記し、句読点、濁点等を適宜補った。
- 一、用いた史料およびその典拠（依拠刊本等）については、参考文献名と併せて本文部分の末尾に記した。本文中に引用する際は、史料名（多く出るものについては略称）のみを【】で括り記すにとどめた。用いた略称と正式な史料名との対応関係は、左記の通りである。

末灯	↓	『末灯鈔』
消息(広本)	↓	『親鸞聖人御消息集(広本)』
消息(善性)	↓	『御消息集(善性本)』
血脈	↓	『親鸞聖人血脈文集』
恵信尼	↓	『恵信尼書簡』(『恵信尼消息』)
一期記	↓	『存覚一期記』(『常楽台主老衲一期記』)
最須	↓	『最須敬重絵詞』
文書	↓	『大谷廟堂創立時代文書』

行状絵図 ↓ 『法然上人行状絵図』

尊卑 ↓ 『尊卑分脈』

一、参考文献については、前項に記した史料名と同様に、本文部分の末尾に史料名に続けて記した。著者別に分け、著者名の五十音順にて排列・表記した。本文中にこれらを示す必要が生じた際は、その都度、著者名と発表年次のみを【】で括って略記した。

一、特に必要と思われる部分には註を付し（本文に（註）と記して示した）、各章の末尾にこれを記した。

一、本文中における歴史的人物名への敬称は、これを省略した。ただし、宗祖親鸞聖人の表記に關しては「宗祖」とした。

第一章 覚如の生涯

第一節 出生と生育の状況

『本願寺聖人伝絵』（以下、『伝絵』と称する）の内容を確認していくに先立ち、まず覚如の生涯について確かめておきたい。これについては、近年の草野顕之氏による詳細な検討【草野一八】をはじめとして、多くのすぐれた研究があるが、ここでは、覚如がその生涯において如何なる課題を担うに至ったのか、その点に注目しつつ確かめを行ってみたい。

覚如は、宗祖の往生から八年後の文永七年（一二七〇）に三条富小路の地で誕生した。父は宗祖の末娘である覚信尼（一二二四～一二八三）とその従兄日野広綱との間に生まれた覚恵（一二三九？～一三〇七）、母は日野家と同様に中級貴族であった周防権守中原某の娘（一二四三頃～一二七二）であった。

出生地である三条富小路（押小路南、万里小路東の地に同じ【草野一〇】）という地は、宗祖が往生を遂げた地であり、宗祖の実弟の比叡山東塔善法院の院主尋有権少僧都が居住していた地である。この地

は、従来、尋有の住院と同名の里坊善法院の所在地とされてきた【大谷嫡流実記他】。覚恵は大叔父にあたる尋有の弟子にもなっているの、ここに居住していても特段の不自然はない。しかし同地において覚恵の家族とも同居しているらしいことは、宗祖の一門とこの地が、単に尋有と覚恵の師弟関係のみに止まらない、何らかの関係の下にあったことを推測させる。これに関して少しく関連する状況を見てみると、覚如の曾祖父（日野広綱の父）にあたる尊蓮（一一八二〜？）という人物が注目される。彼は、宗祖の従弟にあたり（宗祖の伯父範綱の子）、かつ、宗祖の父の兄弟の範綱、宗業、有範（宗祖の父）のうちで最も朝廷において累進した次伯父宗業の養子となっていて【尊卑、日野一流系図、大谷嫡流実記】、封建社会において一門の伝領分を相続する地位である「家督」にもなっていた人物である。この尊蓮は、覚信尼の夫となった実子の広綱（？〜一二四五、法名宗綱）とともに「洛中居住弟子」「洛中御弟子」【親鸞聖人門侶交名牒 妙源寺本、同 万福寺本】という位置にもあったが、子の広綱を喪った翌々年にあたる寛元五年（一二四七）には『教行信証』を書写しており、当時の宗祖の属する一門において、教えと一門の伝領分とを共に相続すべき重要な位置にあった人であることが知られる。こうした経緯や当時の貴族社会における居宅等の伝領の例から考えると、覚如が誕生し父母らとともに居住したこの地は、尋有の叡山上における住院と同名の住房とされつつも、同時に當時覚如の祖父尊蓮の下にあった宗祖の一門において伝領されるべき所領と何らかの関係を有する地で

あった可能性も高いと考えられる。いずれにしても覚如は、こうした宗祖の属する一門の俗縁が強く作用する状況のもとで生を受け生涯の歩みを始めたのであり、周囲の人々もまた、かかる諸縁の中で、教えに出遇う因縁を賜わっていったのである。

第二節 廟堂の地大谷への移住と、廟堂の地の寄進

覚如は、文永九年（一二七二）、三歳の時、父覚恵とともに、祖母覚信尼の後の夫である小野宮禅念（俗名不詳、？〜一二七五）の所有地である東山大谷の地に移住した。この覚信尼が再嫁した禅念の属する小野宮家は、村上源氏の中院流の流れを汲み、日野家と同様に実務官人を輩出する中級貴族の家にあった家である。この禅念が所有する地に、同年の冬、宗祖の廟堂が同地に建立されるに当たり、覚恵・覚如父子が三条富小路からこの地に移住したのである。宗祖の往生後には、既にこの地にほど近いところに墓所が営まれていたのであるが、この時、新たに廟所が営まれることになったのであった。

そもそも仏教界において廟と呼ばれる地は、早くは最澄や空海への崇敬のため、九世紀半ばから十世紀前半において設けられており、その後、社会の状況の変化と共に寺院や宗団が徐々に自立的な活

動を活発化させていくと、寺院や宗団の祖の下に一門が集い、祖師を追孝しつつ教えを確かめる場として各地に創立がなされていく。そして、封建的な社会が徐々に形成されると、仏教界においても同門の人々が結集する場所は、祖師や門流の祖の教えを確かめるとともに、その門流の教学や堂宇・所領を受け継ぐ際にも重要な役割を果たす存在と位置づけられるようになってきていた。こうした経緯の中で、宗祖の師である法然の廟も、その滅後間もなくに生前に住した禅坊近くに建立される。法然自身は、「孝養のために精舎建立のいとなみを、なすことなかれ。心ざしあらば、をのく群集せず、念仏して恩を報ずべし。もし群集あれば鬭諍の因縁なり」【御臨終の時門弟等に示される御詞】と遺言したが、その教えを重んじようとする門弟たちの志は廟堂を建立させていくこととなる。その後、嘉禄三年（一二二七）に比叡山の衆徒による破却に遭うが、七年後の文暦元年（一二三四）には有力門弟の源智らによって修復がなされていた。宗祖の廟堂を創立しようとする動きも、右のような仏教界全般における一門が集い共に教えを聴聞する場としての廟堂の役割が高まってきている状況に沿うものであったといえよう。

この時、覚如の祖母覚信尼と小野宮禅念との間には既に実子唯善（一二六六？）がいたにもかかわらず、禅念の所有地である大谷には覚恵・覚如父子が居住するようになる。これは、廟堂創立にあたり、その維持・相続に関わる責務に当たる上で、宗祖の一門の系譜に直接連なる覚恵・覚如父子が

最も相応しい存在とみなされたためであろう。また、覚如は宗祖の逝去後に誕生しているが、父覚恵は既に相当の年月を宗祖や門弟の姿に接する中で過ごし、その教えを大切にしている人々のつながりを具体的に知っていたことも、覚恵父子をして廟堂に居住させる大きな要因となったであろう。

また覚信尼の夫となり、所有地を廟堂の地として提供した禅念には、叔父に尋恵という比叡山の僧侶がおり、彼の娘は土御門天皇に仕えて、天皇との間に青蓮院門主・天台座主をつとめる尊助法親王をもうけているが【尊卑他】、この尊助法親王を覚恵は比叡山修学における師としている【慕帰絵一】。青蓮院はまた言うまでもなく、宗祖出家の際に師の役を務めた慈円が長く住した地でもある。

こうした禅念における俗系および比叡山との法脈の面での種々の繋がりがまた、禅念の所有地に宗祖の廟所が創立されていく経緯と無関係ではなかったであろうと推察される。こうした俗縁を含む種々の要因が作用することにより、禅念は自領に宗祖の廟堂が建立されることに賛意を表し、同年の冬、関東の門弟たちの協力のもとで、大谷の地に廟堂が創立されたのである。

さらにその二年後、禅念は廟堂の敷地を覚信尼に譲っている【文書一六六】。その譲状の中で禅念は、覚信尼との間にもうけた実子唯善にこの地を譲るか否かについては覚信尼の判断にゆだねるとしている。この文言が含まれていることは、当時の相続において実子への相続が一般的であった状況を考えればかなりの異例に属するもので、後になされる墓所としての寄進の際にみられる理解が、既にこの